

渋川市監査委員公告第4号

渋川市職員措置請求に係る監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による請求について、同条第4項の規定により監査を実施したので、同項の規定により次のとおり公表します。

平成28年6月17日

渋川市監査委員 中澤 康 光
渋川市監査委員 安カ川 信 之

監 査 結 果 報 告 書

第1 請求の受付

- 1 請求のあった日 平成28年4月21日
- 2 請求人 ●●●●
●●●●

第2 請求の内容

- 1 平成28年4月21日提出の請求の内容
(措置請求書及び補正書のとおり、ただし、請求書の実証証明書の添付及び記載については省略した。)

第1 請求の趣旨

1 違法・不当な公金の支出

渋川市北橘町小室1009番地における渋川市北橘農産物加工所利用組合の倉庫建設事業（北橘農産物加工所整備事業）は、不正申請且つ目的外の使用のため、渋川市から交付された補助金の返還を求める。

2 理由

- 1) 倉庫は上小室コミュニティセンターの敷地に位置し、同センター建物から電力供給が行われ、同センターの付属建物としての実態であり、加工所の倉庫として一体利用する合理性・整合性がない。
- 2) 補助金申請から受領・工事発注まですべて、●●●●上小室自治会長が行い、補助金申請書に事実と異なる事項を記載し補助金を受領した。
- 3) 利用組合に相談なく複数の工事見積の手配をせず、単独随意契約で自治会長が発注している。
- 4) 平成 28 年 3 月 20 日、3 月 29 日、4 月 8 日開催の上小室自治会総会において●●●●は上小室自治会会計より同会の決議を経ず倉庫建設資金を出金し、また利用組合長の承認なしに同組合の名称変更及び、印鑑や代表印を改印して補助金申請を行い受給した一連の行為を認め出金した倉庫資金 1 5 0 万円を自弁すると表明している。
- 5) 利用組合を利用して補助金を得るため、●●●●は渋川市の指導による申請の作成、新年度から自治会が使用すると総会で表明している。
- 6) 結論
上の点から見て●●●●が行った行為は 1) から 5) に示す法令・規則の違反した行為は渋川市補助金等交付規則第 13 条に抵触することは明白である。

第 2 求める措置

渋川市長は支出した補助金を前上小室自治会長 ●●●●に返還するよう求めよ。

(監査対象者 渋川市長 阿久津 貞司)

以下の通り、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

事実証明書

証拠 1 番 補助金交付申請書

証拠 2 番	平成 28 年 3 月 20 日上小室自治会総会配布資料
証拠 3 番	渋川市農産物加工所利用組合預金通帳複写
証拠 4 番	上申書

添付書類

事実証明書の写し

各 1 通

第 3 請求書の受理

本件請求について、平成 28 年 4 月 28 日に措置請求書について補正を求めたところ、同年 5 月 2 日に補正書が提出され、同月 10 日付けで受理決定とした。

第 4 監査の実施

本件請求について、法第 242 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 平成 27 年度「北橘農産物加工所整備事業」について監査を実施した。

2 監査対象部局

本件監査の対象部局を農政部農林課とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人より平成 28 年 5 月 16 日に陳述の機会については不要との申出があり、同日下記の新たな証拠の提出を受けた。

ア 平成 27 年度 上小室自治会年度末総会を録音した CD

イ CD とともに提出されたメモ

4 関係者の意見聴取

法第 199 条第 8 項の規定により、平成 28 年 5 月 17 日に監査対象部局である農林課長、農政係長、前上小室自治会長●●●●（以下「前自治会長」という。）及び渋川市北橘農産物加工所利用組合長●●●●（以下「組合長」という。）から意見聴取した。

第5 監査の結果

1 監査委員が確認した事実

監査委員は、請求人から提出された事実証明書、農林課から提出された関係書類及び関係者への調査等により、次の事実を確認した。

(1) 請求人から提出された事実証明書について

ア 証拠1番 補助金交付申請書

証拠として提出された補助金等交付申請書について、原本の写しであることを確認した。

イ 証拠2番 平成28年3月20日上小室自治会総会配布資料

平成27年7月13日上小室自治会（以下、「自治会」という。）から渋川市北橘農産物加工所利用組合（以下、「利用組合」という。）に対し150万円支出されていることを確認した。

ウ 証拠3番 渋川市農産物加工所利用組合預金通帳複写

平成27年7月13日前自治会長から150万円が入金されていること、平成28年3月25日農林課から補助金149万9千円が入金されていること、また平成27年12月11日及び平成28年3月31日に倉庫建設業者に対し建設費299万9千円が振り込みされていることを確認した。

エ 証拠4番 上申書

上申書は、組合長が発言した内容を請求人関係者が文書として作成し、組合長が署名捺印したもので、組合長は上申書に事実と異なる事項はないと主張しているが、前自治会長及び農林課においては、上申書の記載内容には事実と異なる事項があると主張した。

(2) 新たに提出された証拠書類について

ア 平成27年度 上小室自治会年度末総会を録音したCD

CDについては、発言者が特定できず事実確認には至らなかった。

イ CDとともに提出されたメモ

農林課にて作成された書類であることを確認するとともに自治会に対し聞き取りを行った際、参考資料として渡したものであると確認した。

(3) 担当部局から提出された資料について

ア 補助金申請に関する資料等

- ・平成27年10月13日補助金等交付申請書受理
- ・同日 補助金等交付決定通知書発送
- ・平成27年11月2日補助金等変更交付申請書受理
- ・同日 補助金等変更承認通知書発送
- ・平成28年3月4日補助事業完了検査実施
- ・同日 補助金等完了実績報告書受理
- ・同日 補助金等確定通知書発送
- ・平成28年3月25日補助金支出

上記について、申請者はすべて渋川市北橘町●●●●渋川市北橘農産物加工所利用組合組合長●●●●であることを確認した。また、農林課から「補助金等交付決定通知書」、「補助金等変更承認通知書」、「補助金等確定通知書」については、組合長宛に郵送されている。

なお、完了検査については、農林課の職員とともに組合長が立ち会ったことを補助事業検査調書により確認した。

イ 提出された資料については、渋川市補助金等交付規則（平成18年2月20日規則第45号。）及び渋川市農産物加工施設等整備支援補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）に基づき交付したことを確認した。

ウ 自治会の通帳の写しについて

前自治会長が自治会に対し、平成28年4月4日に150万円を自弁していることを確認した。

(4) 北橘農産物加工所(以下、「加工所」という。)及び倉庫建設の事前打ち合わせについて

ア 加工所建設に伴う打ち合わせ

(開催日) 平成26年5月22日

平成26年6月10日

平成26年6月19日

(出席者) 平成26年度上小室自治会長及び自治会役員、組合長及び組合役員、北橘総合支所経済建設課職員

(内容) 加工所建設、倉庫建設

イ 倉庫建設に伴う打ち合わせ

(開催日) 平成27年5月11日

(出席者) 前自治会長、組合長、農林課職員

(内容) 倉庫建設

ウ 味噌加工用の道具(味噌加工鍋・味噌樽等)や材料の保管(大豆等)について別に倉庫を造り、利用組合が利用することで組合長は了解し、倉庫建設費300万円となる予定で打ち合わせが行われてきたことを確認した。

エ 市の予算及び補助金交付要綱について

平成26年度に補助率を建設費の2分の1以内とする条件で平成27年度当初予算に150万円を計上したのち、補助金交付要綱を策定していることを確認した。

(5) 倉庫建設までの経緯について

以下の事項については、意見聴取により判明した。

ア 前自治会長は、当初から利用組合の倉庫として建設されると認識していた。

イ 前自治会長は、組合倉庫の一部を自治会でも利用してもいいのではないかと安易な考えでいたが、農林課ではそれはできないと指導した。

ウ 加工所を建設するにあたって、食品衛生上、加工所内に倉庫を設置できないことから、新たに倉庫を建設することが協議されてきた。このことに対し組合長は了解していた。

エ 農林課は、組合長に対し補助金申請について指導したが、組合長は書類作成が不得意ということで、前自治会長が申請書等の作成を手伝うこととなり、申請書類は前自治会長が作成した上、提出していた。

オ 利用組合の通帳は、常に会計担当者が保管していた。補助金申請にあたり、北橘村農産物加工組合の名称であったため通帳の名称変更は会計担当者が行った。また、代表者印については、前自治会長が新たに印鑑を作成し費用は自治会費より支出したことを確認した。

カ 請求人は、上小室コミュニティーセンター建物から電力供給が行われていると主張しているが、電力の供給はされていないこと

を確認した。

2 監査委員の判断

前述の監査委員が確認した事実により、渋川市は、加工所及び倉庫の建設については、当初から利用組合と協議のうえ、補助率を建設費の2分の1以内とする条件で平成27年度当初予算に150万円を計上し、補助金交付要綱を策定して、組合長に対し補助金申請について指導し、補助金等交付決定通知書、補助金等変更承認通知書及び補助金等確定通知書は組合長宛に郵送されたことがうかがえる。

また、補助金は渋川市から利用組合の通帳に直接入金されていることから、倉庫建設及び補助金申請に関し、組合長が全く無関係であったとの主張を認めることは難しく、補助金申請書類は不備がないうえ、その後の渋川市の関係者に対する指導内容は適正な事務処理に基づく補助金交付事務であったと認められることから、補助金が違法・不当な不正申請であったとは認められない。

さらに、渋川市は利用組合に対し補助金を交付したものであり、前自治会長との財務会計上の行為は発生していない。

3 結論

本件請求については、監査の結果、合議により次のとおり決定した。

請求人が求める「渋川市長は支出した補助金を前上小室自治会長●●●●に返還するよう求めよ」との措置は、請求に理由がないものと認め、監査の対象とならないので、これを却下する。

第6 監査委員の意見

意見聴取から、建設された倉庫を自治会でも利用するつもりがあったことが確認されたが、自治会から支出された倉庫建設費の150万円は、前自治会長が自弁したことにより、倉庫は利用組合が使用するために造られたものであることが確定し、自治会が使用することは補助金の目的外利用に該当すると言わざるを得ない。利用組合は本市における第6次産業の振興に寄与するよう、今後、当初の計画通り取得した倉庫を積極的に利用することを望むものである。

しかし、組合長として、上申書や意見聴取で述べたとおり、自ら

補助金申請をした訳ではなく、倉庫も必要でないと主張するのであれば、当該倉庫建設に公金が投入されていることから、利用組合としての今後の対応については補助金の返還を含め、自治会との協議などしっかりと検討すべきである。